

Golf Lounge Fun 利用規約

第1条（適用範囲）

本規約は、株式会社サーパスオフィスが（以下「当社」といいます。）が「Golf Lounge Fun」として運営するシミュレーションゴルフ（以下「施設」といいます。）の入退会やサービスの利用に関し適用されるものとします。

第2条（会員制度）

1. 当施設は会員制とします。
2. 施設に会員登録をし、入会した者を会員とします。
3. 施設に入会しようとするときは、本利用規約、その他当社が定める規則を承諾し、当社所定の入会申込手続きをしなければなりません。
4. 前項の入会申込手続きをし、当社が会員として適切と判断した申込者は、本規約その他当社が定める規則に従うことを承諾することにより、施設への入会が認められます。
5. 会員は、本規約その他当社が定める規則等、施設内の諸規則を全て遵守しなければなりません。
6. 20歳未満の者は当施設に入会することはできません。

第3条（入会資格）

次の各号のいずれかに該当する者は、会員になることができません。

1. 本規その他当社が定める規則を遵守できない者。
2. 入会申込手続きに虚偽記載があった者。
3. 過去または現在において暴力団または反社会的勢力に属している、又はそれらに属する者と関係を有すると当社が判断した者。
4. 医師等により運動を禁じられている者。
5. 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している者。
6. 申し込み時点で20歳未満の者。
7. 公序良俗に反する行為をするおそれがあると認められる者。
8. その他、会員としてふさわしくないと当社が判断した者。

第4条（会費、入会金等）

1. 会員は、会費, 入会金, その他、当社の定める費用（以下「会費等」といいます。）を当社所定の方法で支払うものとします。
2. 会費等の支払いは前払い方式とし、支払い時期は翌月分を当月20日までに支払うものとします。
3. 入会の際には、入会金, 初月会費（日割り計算）, 2カ月目の月会費を支払うものとします。
4. チケット料金及びスポット料金は、その都度申し込み時に支払うものとします。
5. チケットの有効期限は購入日から基本1ヶ月とします。
6. プラン変更手続きは、お客様ご自身で変更を希望する前月の10日までに行うものとする。その場合、当該月の末日をもってプラン変更とします。

7. 各月の11日以降にプラン変更手続を行った場合は、翌月の末日をもってプラン変更扱いになります。
8. 会員は、実際のご利用の有無にかかわらず、当社が定める会費等を全て支払う義務があります。
また、支払い済みの会費は本規約の定めがある場合を除いて返還されません。
9. 当社が定めるキャンセル可能時間内にキャンセルがない場合、実際のご利用の有無にかかわらず、一度支払った会費等は返還されません。
但し、当社の故意または過失により賠償が生ずる場合はこの限りではありません。
10. 当社は、会費等の改定を行うことができます。
その場合、14日前までに会員に告知するものとし、以後は改定後の会費等が適用されるものとします。
11. 会員プランを契約する者で、当社が定めるキャンセル可能時間内にキャンセルがなく、予約時間内にチェックインが行われない場合は、無断キャンセル扱いとなります。
12. 当社は、会員が下記行為をおこなった場合には、追加料金を当該会員に請求することができ、会費等と合わせて課金することができるものとします。
 - (1) 自己の会員プランの範囲を超え、規定の利用回数を上回る予約をおこなったとき
 - (2) 自己の会員プランの範囲を超え、規定の利用時間を超過して施設を利用したとき
 - (3) 規定の利用人数を超過して施設を利用したとき
13. 会員は、会費等その他当社への債務を支払期日までに履行しない場合には、支払期日の翌日から支払済みまで年14.6%の割合による遅延損害金を会費等その他の債務と一括して、当社が指定する方法で支払わなければなりません。
その際の支払に要する振込手数料等の費用は、当該会員の負担とします。

第5条（セキュリティ）

1. 当社は、会員に対して入退室管理システム、その他施設で利用するために必要なシステムの使用を許諾します。
2. 会員本人または当社が認める使用権限を有する者のみが使用でき、他の者が使用することはできません。
3. 会員は、必ず入店時にご自身でドアセキュリティの認証解除を行う必要があります。
4. 万一、認証を行わずに入店した場合、または入店を補助した場合は規約退会の対象となります。
5. 会員は、セキュリティ媒体の紛失、盗難、破損が生じた場合には、速やかに当社に申し出をし、具体的な内容を説明しなければなりません。
6. 会員は、当施設利用時において、当社または当社指定の者から、セキュリティキーの提示が必要な場合には、直ちに提示するものとします。

第6条（会員以外の利用）

原則、会員のみ利用が可能です。

会員が同伴する場合のみ、同伴者3名（会員含めて4名）を上限とし、非会員による当社の入館ができます。

但し、施設を利用できるのは同伴者による本規約の同意をしたものに限りです。

会員は、同伴者の行動についてすべて連帯責任を負うものとします。

第7条（施設の利用について）

1. 施設の利用にあたっては、当社のルールに指示に従わなければなりません。

- ①施設は、予約時間内に限り利用できるものとする。
- ②施設は、当社のスタッフは常駐していませんので会員様ご自身で利用していただきます。
 - 1) 施設内の設備のご利用後は、会員自身で利用前の状態に戻してください。
 - 2) 施設の機器の利用方法が分からない場合は、当社から必要な説明を受けて利用してください。
- ③利用できる設備は次の通りとし、これ以外の設備は利用できません。
 - 1) ゴルフシミュレーター機器
 - 2) トイレ、休憩スペース、自動販売機
- ④施設内は防犯目的で（トイレ以外）複数の防犯カメラを設置し録画録音、記録しています。
シミュレーションゴルフ機器、セキュリティ媒体の破損が生じた場合には、速やかに当社に申し出をし、具体的な内容を説明しなければなりません。
- ⑤火災、地震等の自然災害等が発生した場合は、会員自身の責任と判断において避難をしてください。

2. 施設内において、以下の行為は禁止されます。

- ①施設内における物品販売などの営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、無許可のアンケート協力等の依頼行為、署名活動。
- ②施設内での食事・飲酒・喫煙（電子タバコ含む）。
- ③施設内への刃物等の危険物の持ち込み。
- ④大声や奇声を発する行為、他の施設利用者やスタッフを畏怖させる言動を行うこと。
- ⑤本規約に基づき施設内の利用を認められていない者を同伴させること。
- ⑥他の会員や利用者に対し、待ち伏せし、後をつけ、みだりに話しかける等の迷惑行為をすること。
- ⑦他の会員や利用者の施設利用を妨げる行為。
- ⑧施設の秩序、名誉、信用あるいは品位を傷付けること。
- ⑨人間以外の生物を施設内に持ち込むこと。
- ⑩正当な理由なく他者の所持品に触れること。
- ⑪施設の利用を認められていない者を同伴させること。

3. ゴルフブース内において、以下行為は禁止されます。

- ①予約打席の移動、及び不適切と思われる使用を行うこと。
- ②施設備付のボール以外を使用すること。
- ③施設備付のボール及び備品を破損、持ち出しすること。
- ④打席の内外を問わず、打席幅を越えるようなスイング（横振り等）を行うこと。
- ⑤プレイヤー以外の方の打席、打席通路及び打席付近への立ち入り。

第8条（入館の禁止、退場）

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する者につき、相当期間の施設への入館の禁止または退去を命じることができます。
 - ①本規約その他当社が定める規則に違反した者。

- ②当施設において、第3条に定める入会資格を欠いていると判断した者、または入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかった者。
 - ③入会後に生じた体調不良により正常な施設利用ができないと判断した者。
 - ④著しく不潔な身体または服装により、他の会員等の第三者が不快に感じると判断した者。
 - ⑤承諾なくセキュリティ媒体を使用せずに入室した者。
 - ⑥本規約の手續に従わず会員以外の者を入室させた者および入室した会員以外の者。
 - ⑦会費等を1か月以上滞納した者。
2. 上記の他、施設において入室の禁止または退場を命じることが適切であると判断した者。また、施設への立ち入りを禁止された場合の期間中でも会費は発生します（返金不可）。

第9条（退会）

会員は退会する場合、当社所定の手續を行った上で、月の月末をもって退会することができます。

①退会を希望する月の10日までにを行うものとし、その場合 当該月の末日をもって退会となります。

また、各月の11日以降に退会手續をした場合は翌月の末日をもって退会となります。

②退会手續が完了しない場合は、施設のご利用がなくても通常の会費等が発生します。

③会費等の未納がある場合は、退会手續と一緒に完納しなければなりません。

④会費等は、退会が月の途中であっても、当該月分を全額支払わなければなりません。

⑤会員が会費等の全部もしくは一部の滞納が1か月以上となった場合規約退会とします。

また滞納分については、支払期日の翌日から支払日までの日数に年14.6%の割合で計算される金額を延滞損害金として、

会費等その他の債務と一括して、当社が指定する方法で支払いを求めることができるものとします。

その際の必要な振込手数料等その他の費用は、当該会員の負担とします。

第10条（届出等）

1. 会員は、入会申込書等に記載した内容に変更及び、健康状態に変化があったときは、速やかに当社所定の手續をもって変更の届け出をしなければなりません。
2. 当社から会員への諸通知等は、会員から届け出のあった住所またはメールアドレス等宛に行い、その発送をもって効力を有するものとし、未達または延着等となっても、発送・発信後の責任を負いません。

第11条（退会処分）

1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員を強制的に退会させることができます。
 - ①本規約およびその他当社が定める諸規則を遵守しないとき。
 - ②施設内外にかかわらず、法令、条例または公序良俗に反する行為を行い、当社の運営に影響が生じうると判断されるとき。
 - ③第3条に定める入会資格を欠いていると判断したとき。

- ④入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかったとき。
- ⑤その他、会員としてふさわしくない言動や改善が見込めないとき。
 - ・当社から強制的に退会させられた会員は、退会時から施設を使用することができません。
 - ・当社から強制的に退会させられた会員に対しては、前納分または既払分の会費等があっても、これを返還することはできません。
 - ・規約退会処分を受けた会員は、将来にわたり期間の定めなく、当施設への入会・利用はできません。
- ⑥会費等を1か月以上滞納した時。

第12条（資格喪失）

1. 会員は、次の場合に、自動的にその会員資格を喪失します。
 - ①退会または退会処分を受けた場合。
 - ②死亡または法人が解散した場合。
 - ③施設が閉鎖された場合。
2. 前項第2号および第3号の場合には、資格喪失日の属する月の会費等につき、日割計算の上、精算するものとします。
3. 法人会員については、その法人を退職した際には、法人会員の資格を喪失します。

第13条（会員資格の譲渡禁止など）

施設の会員資格は、本人限りとし、第三者への譲渡、売買、貸与、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為、もしくは相続その他の包括継承はできません。

第14条（営業日および営業時間）

施設の営業日・営業時間については、当社が別に定めます。

ただし、機器の故障・気象災害等の理由により、事前告知なく変更する場合があります。

第15条（施設の利用制限）

1. 当社は、次の理由により施設の全部または一部の利用を制限することがあります。そのような制限がなされる場合でも、会費等の支払義務が縮減または停止されることはありません。
 - ①気象・災害等により会員にその災害が及ぶと当社が判断し、営業が困難と認めたとき。
 - ②施設、設備の点検、補修または改修をするとき。
 - ③法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生したとき。
 - ④その他施設の全部または一部の利用の制限が必要と認めるとき。
2. 前項の場合、事前にその旨を施設ホームページまたは施設SNS等にて告示します。ただし、気象災害等によって緊急を要する場合はこの限りではありません。

第16条（施設の閉鎖・変更）

1. 当社は、次の理由により施設の全部または一部を閉鎖、もしくは変更することがあります。
 - ①気象・災害等により会員にその災害が及ぶと当社が判断し、営業を不可能と認めたとき。
 - ②法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他当社の経営上等やむを得ない事由が発生したとき。
2. クラブ施設の閉鎖・変更の場合でも、その期間が1か月を超える場合のほかは、会費等は発生し、代替利用等の特別の補償は行いません。

第17条（免責）

1. 当社は、施設の利用により会員に特定の効果が生じることを保証するものではありません。
2. 当社は、施設の利用に関して会員相互、会員と第三者との間に生じた問題については一切の責任を負いません。
3. 当社は、天災地変等当社の責に帰さない事由により生じた損害、当社の予見の有無を問わず、特別の事情から生じた損害・逸失利益を含む間接損害について賠償責任を負わないものとします。
4. 当社は、駐車場内での事故・損害などが生じた場合一切の責任を負いません。

第18条（賠償責任）

1. 施設内・駐車場内で発生した紛失、盗難、傷害その他の事故については、当社はその故意または重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。
2. 会員または同伴者は、自己の責に帰すべき原因により、当社または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。
3. 会員は、同伴者の責に帰すべき原因により発生した前項の損害についても、その同伴者と連帯して賠償責任を負わなければなりません。

第19条（その他禁止事項）

1. 会員は、当社が提供するサービス、商品、その他サービスを通して知り得た情報について、会員個人の私的利用の範囲を超えて利用してはならない。
2. 当社は、会員が施設を利用するにあたり、下記の行為を禁止します。
 - ①他の会員、第三者または当社の著作権、商標権等の知的財産権、肖像権、プライバシー、もしくはその他の権利を侵害する行為および侵害する恐れのある行為。
 - ②他の会員、第三者または当社に不利益もしくは損害を与える行為、もしくはそれを与える恐れのある行為。
 - ③公序良俗に反する行為、もしくはそのおそれのある行為、または公序良俗に反する情報を他の会員、第三者、または当社に提供する行為。
 - ④営利・転売目的で商品等を購入する行為。
 - ⑤同一人物が複数のIDを作成し本サービスを利用する行為。
3. 当社のWEBサイト等に掲載される全ての情報（文章、写真、イラスト等）の著作権は、「株式会社サーパスオフィス」に帰属します。
これらの著作権は、各国の著作権法、各種条約、その他の法律で保護されており、会員が個人で利用する以外の目的で使用することはできません。

第20条（通知予告）

本規約および当社の諸事情に関する通知または予告は、施設に掲示する方法またはホームページ等により行います。

第21条（本規約その他の諸規則の改定）

当社は、本規約、その他の規則、運営・管理に関する事項を改定することができます。
変更後の利用規約の効力は最新の改訂日をもって全ての会員に適用します。会員は変更に同意したものとみなします。

第22条(再委託)

当社は、施設の運営に関する当社の業務の全部または一部を第三者に委託して行わせることができます。

また、当該第三者に委託するのに伴い、その業務遂行のため必要な範囲内で、会員の個人情報を提供する場合があり、会員はこれを了承します。

第23条(本規約その他の規則の変更)

1. 当社は、法令により会員の同意を必要とする場合を除き、あらかじめ会員の同意を得ることなく、当社の判断において、本規約の内容を変更(追加・削除を含む)することができます。
2. 当社が本規約の内容を変更する場合は、当社は変更後の利用規約及び効力発生日を、あらかじめ会員が登録した電子メールアドレス宛に送信し、かつ、当社のウェブサイトまたは当社運営SNSに掲載します。
3. 会員が変更の効力発生日以降に本サービスを利用した場合には、変更後の利用規約に同意したものとみなされます。(法令により同意の効力が発生しない場合を除きます。)
4. 当社は、緊急性を要する場合または誤字脱字の修正にとどまる場合を除き、本規約を変更する場合には、原則として14日間の予告期間を置くこととします。
5. 本規約が変更された後の本サービスの利用に関する諸条件は、変更後の利用規約の定めによります。
6. 本規約の変更に同意しない会員は、変更後の本規約の効力発生日に本サービスを退会するものとします。この場合において、会員が利用規約の効力発生日以降の利用料金を支払済である場合には、日割り計算により返金します。
7. 本規約につき、法令上会員の同意が必要となる変更を行う場合には、法令に特に定めがある場合を除き、当社が適切と認める方法で同意を得るものとします。

第24条(個人情報)

会員の個人情報の取扱いは、当社が別途定めるプライバシーポリシーに定めるとおりとし、会員は当社が当該プライバシーポリシーに従って個人情報を取り扱うことについて、あらかじめ同意するものとします。

第25条（準拠法、管轄裁判所）

当社の利用ならびに利用規約の解釈および適用は、日本国法に準拠します。

当社施設利用に関する会員と当社との間の紛争は当社所在地を管轄する名古屋地方裁判所とします。

本規約は、2023 年 01月 05日より施行いたします。

